

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年12月15日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	申請書作成支援システム導入業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050055
(3) 物品委託役務内容	マイナンバーカードから基本4情報を読み取り、それを自動印字した申請書を作成するシステムを導入するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市本館1階市民課
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	情報処理>システム開発・改修等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年12月15日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年12月15日～ 令和6年1月11日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年12月15日～ 令和5年12月22日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 総務部 DX 推進監（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館5階） 電話番号 082-420-0944 /ファックス番号 082-422-1395 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年12月27日～ 令和6年1月11日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和6年1月9日～ 令和6年1月10日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和6年1月11日 午前11時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

申請書作成支援システム導入業務 仕様書

1 業務名

申請書作成支援システム導入業務

2 業務目的

現在、市民課窓口でのマイナンバー関連手続きにおいて、市民が申請書に記載し手続きを行っている。本システム導入によりマイナンバーカードから基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を読み取り、それを自動印字した申請書を作成することにより、「書かない窓口」を実現する。それにより、住民サービスの向上を図るとともに、窓口業務の効率化を目的とする。

3 履行場所

東広島市本館 1階市民課

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

5 業務内容

(1) 申請書作成支援システム機器一式の調達

- ① マイナンバーカード読取機 2台
- ② タッチパネルディスプレイ 2台

(2) 調達機器の設置

- ① マイナンバーカード読取機の設置、既存パソコンへの接続
- ② 既存パソコンのディスプレイとタッチパネルディスプレイの入替
- ③ 覗き見防止フィルターの取付け

※様式の設定作業については、東広島市にて実施する。

(3) 市職員に対する申請書作成支援システムの操作説明

- ① マイナンバーカード読取機の使い方
- ② 申請書の設定、変更手順

(4) その他必要な作業

6 スケジュール

本システムの導入スケジュールは以下のとおりとする。

期間	内容
契約締結日の翌日～	機器の手配
令和6年2月	機器の納品及び、設置作業
	申請書の設定
	申請書作成支援システムの操作説明
令和6年3月上旬	本番稼働

7 システム要件

(1) 基本要件

- ① 東広島市が用意する申請書を登録できること。
- ② 申請書等の「記載日」については、申請（届出）日の日付を自動的に反映させること。
- ③ マイナンバーカードを読み取り、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「性別」を申請書等に転記させる機能を有すること。
- ④ マイナンバーカード読取機と申請書を印刷するプリンタは一体化せず、用途に合わせて自由に設置することができる構成が可能であること。
- ⑤ 帳票設定可能な申請書の種類については、8種類以上設定ができること。
- ⑥ 申請書の追加、変更、削除を職員が容易にできること。

(2) 受付窓口機能要件

- ① 読み取った「氏名」、「生年月日」、「住所」、「性別」を職員の操作により「性別」は印字しない等、任意に印字設定が可能であること。
- ② 一次的に個人情報を持するが、該当者の一連の申請書等の作成処理が終了した後は個人情報を端末等に残さない処置が可能であること。
- ③ 職員が迷わず利用できるよう、申請書等を手続きごとに分類し、分類したカテゴリから選択することが可能であること。東広島市で稼働予定の手続き申請書は次のとおりとする。

No	手続き申請書の名称
1	署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書 (別紙見本のとおり)
2	個人番号カード券面記載事項変更届 兼 電子証明書新規発行申請書
3	個人番号カード返納届 兼 電子証明書失効申請書
4	個人番号カード一時停止解除届 兼 利用者証明用電子証明書一時停止解除届
5	個人番号指定請求書
6	個人番号カード暗証番号変更・再設定 兼 電子証明書暗証番号変更・再設定申請書 (別紙見本のとおり)

7	個人番号カード在留期間更新に伴う有効期間更新申請書 兼 電子証明書発行／更新申請書
8	個人番号カード交付申請書再発行届

8 機器仕様

(1) マイナンバーカード読取機 (2台)

項目	仕様
対応本人確認書類	マイナンバーカード
表示機能	タッチパネル付き液晶モニター
電源	AC100V、50/60Hz
消費電力	120W 以下
付属品	AC アダプタ
オプション品	覗き見防止フィルター、USB ケーブル

(2) タッチパネルディスプレイ (2台)

項目	仕様
画面サイズ	17～21.5 インチ
最大表示解像度	1,280×1,024 以上
最大表示色	1677 万色以上
コントラスト比	1000 : 1
映像入力端子	アナログ RGB、または DVI-D
電源	AC100～240V、50/60Hz
消費電力	50W 以下
タッチパネル入力方式	静電容量式
タッチパネル通信方式	USB 2.0 以上
タッチ点数	10 点以上
セキュリティ	覗き見防止フィルターを付属すること

(3) 既存パソコン

項目	仕様
OS	Windows 10 Pro (64 ビット)
CPU	Intel®Core™ i5
メモリ	4GB
記憶容量	128GB SSD
入力装置	PS/2 キーボード、USB マウス
映像出力	ミニ D-Sub15 ピン×1、DisplayPort×2

U S B	USB3.1 (本体前面×2) USB3.0 (本体前面×2、本体背面×4、)
光学ドライブ	無
本体形状・寸法	デスクトップ型 89(W)mm×291(D)mm×340(H)mm (スタビライザ除く)

9 成果物

- (1) 機器一式 (マイナンバーカード読取機、タッチパネルディスプレイ、付属品等、動作に必要なもの)
- (2) 操作マニュアル

10 その他

- (1) 設置する機器は市民課窓口を想定しているが、詳細な設置場所は協議の上、決定する。
- (2) 既存のパソコンにマイナンバーカード読取機を接続することを想定しているが、既存のパソコンの活用ができない場合は、受注者の負担によりマイナンバーカード読取機とパソコン (タッチパネルを含む。) の一体型機器を調達することも同等品として認める。
- (3) タッチパネルディスプレイについては、既存のパソコンに接続されているモニターと入れ替える想定をしているが、新規にタブレット等を調達することも可とする。
- (4) OSの再起動、シャットダウンを画面上で操作できること。

11 問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市総務部 DX推進監 DX推進係

電話 (082) 420-0944 (直通)

ファックス (082) 422-1395